

※本記録は複数の傍聴者の速記録をもとに書き起こしているため、不正確な部分もあることをご了承ください。正確な記録は、市より後日発表される記録をご覧ください。また、言及のあった法令や関係資料を参照して書き起こしている箇所もあります。
本来は、質問、回答はある程度纏めて行われましたが、ここでは判り易くするため一問一答形式にして編集致しました。

平成29年第1回定例会 一般質問

灰垣 和美 市議会議員（公明党）

「環境にやさしいまちづくりについて」の質問

< 1 回目 >

答弁（高槻市産業環境部長）

Q1 上牧地区における産業廃棄物の処理に関して、廃棄物処理法では、廃棄物の処理について、国、府、市、事業者の役割はどのようになっているのか。

A1 廃棄物は、大きく、一般廃棄物と産業廃棄物に分けられる。

産業廃棄物は排出事業者が処理責任があり、一般廃棄物は市町村に処理責任がある。このため、市では、主として一般廃棄物の適正処理になどに関わる役割を担っており、国は廃棄物全般の適正処理に関する役割を担っている。

府と政令で定める市においては、処理業や施設にかかる許可を行っている。

排出事業者は、自らの責任において適正に処理しなければならない。

Q2 本市において、廃棄物の処理はどのようにして行われているのか。

A2 一般廃棄物は、市町村に処理責任があるので、市が処理を行っている。

産業廃棄物は、排出事業者が自らの責任において適正に処理しなければならない。そのため、自ら処理を行うか、収集、運搬、処分の許可を取得した事業者に委託し、処理を行う。

Q3 これら廃棄物の処理に関して、環境基本計画では、環境目標等どのように謳われているのか。

A3 第2次高槻市環境基本計画においては、一般廃棄物に関して、「限りある資源を活かして、ごみゼロをめざすまち」、「持続可能な循環型社会の形成」を環境目標としている。

産業廃棄物に関しては、広域処理が認められている等の理由により、環境目標等はない。

< 2 回目 >

答弁（高槻市産業環境部長）

Q 1 （五領地区で計画されている）産廃焼却施設では特別管理産業廃棄物を処理すると聞いている。特別管理産業廃棄物とはどのようなものか。

A 1 廃棄物処理法において、企業の事業活動によって生じた廃棄物のうち、金属くず、がれき類、動植物性残渣など 20 種類を産業廃棄物と定めている。そのうち、特別管理産業廃棄物は、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの」で、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物と特定有害産業廃棄物（P C B 汚染物、廃アスベストや有害重金属等を一定基準以上含む産業廃棄物）の 5 種類が政令で定められている。

Q 2 大阪府下で特別管理産業廃棄物の処分業者の状況、それを焼却処理している場所はどこかなど、立地状況も合わせて教えてほしい。

A 2 大阪府下での特別管理産業廃棄物処分業者の状況は、焼却ではなく融溶や中和によって中間処分を行う業者を含め、45 社存在する。
その中で感染性産業廃棄物の焼却施設は、堺市の臨海工業地域にある。

Q 3 本市で排出された医療系の特別管理産業廃棄物は、現状どのように処理されているのか。

A 3 本市の医療機関から排出された感染性の特別管理産業廃棄物は、京都府や和歌山県の許可業者において処分が行われている。

Q 4 本市での処理についてこれまで問題になったことはあるのか。

また、国から何らかの問題提起がなされたことはあるのか。

A 4 本市での特定管理産業廃棄物の処理について、これまで問題になったことはない。
国から問題提起されたこともない。

Q 5 地域住民の方々は、この建設計画に対して、生活環境や営農環境の悪化に大きな懸念を感じておられる。本市の環境基本計画において、生活環境の保全についてはどのように述べられているのか。

A 5 本市の環境基本計画における生活環境等の保全については、「誰もが心地よく、憩いと安らぎの生活を営めるまち」を望ましい環境像とし、「健やかに暮らせる良好な生活環境の保全」を環境目標として定めている。

関係住民との関わりについては、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第 22 条に、「事業計画者は、関係住民に対し、事業計画書の記載事項を周知するための

説明会を開催しなければならない。」と規定している。

また、第23条では、「関係住民は、事業計画書の提出者に対し、関係地域の環境保全の見地からの意見書を提出することができる。」とあり、第24条では、「事業計画書提出者は、関係住民から意見書が提出されたときは、意見書に記載された意見に対する見解書を作成し、関係住民に示さなければならない。」と規定している。

Q8 この建設計画については、既に五領、上牧地区において住民説明会が行われている。地域住民の不安を払拭するどころか、生活環境の不安が深まり、事業者への不信感が強まったという地域の声も聞いている。

今後、正式に産廃施設の建設に向けた手続きが進む場合、その過程で住民が意見を述べることはできるのか。

また、本市と同様の問題を抱える他の自治体で、条例等により対応している例があれば教えてほしい。

A8 地域住民の意向をできるだけ反映させる条例を導入している他市の取り組み事例として、浜松市やさいたま市に、事業計画者などが生活環境上必要な事項を内容とする協定を地域住民と締結するよう求めることができる条例がある。

答弁（高槻市都市創造部長）

Q6 今回の焼却施設は、建設予定地での建設が可能なのか。

A6 計画されている敷地は工業系の用途地域であり、現在、施設の立地についての相談を受けている段階である。

Q7 昨年9月にこの焼却施設の事前相談書が提出されたと聞いているが、この事前相談とはどのようなものなのか。それに対して市はどのように対応しているのか。今後の流れはどうなるのか。

A7 事前相談については、今回の計画は周辺への影響が非常に大きいと考えられるため、正式な申請が行われる前に関係課の意見を取りまとめ、事業者に示すために実施している。

今後の手続きについては、施設の立地等に関し建築基準法の許可手続きが必要であり、かつ、施設の設置や業に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可手続きが必要である。

建築基準法に基づく手続きの流れは、事前協議、法手続きとなるが、その許可については、市の都市計画審議会の意見を聞いた上で、大阪府の都市計画審議会の議を経る必要がある。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の手続きは、要綱に基づく事前審査、条例の手続き、法の手続きとなる。

その中で、周辺環境への影響の予測・評価を行った上で、法の規定に基づき、焼却炉の構造や廃棄物の保管方法など、廃棄物の適正処理について審査を行う。

これらの手続きは、今は、まだ全て事前相談の段階であり、市として市民の皆様の声には十分耳を傾けて対応する考えである。

< 3 回目 >

(2回目の回答の確認) 本市の事業所から排出される特別管理産業廃棄物は、京都府等に搬送され処理されているが、市外での処理について問題があったことはなく、国から問題提起されたこともない。

上牧地区における焼却施設の計画は、事前相談の段階で、門前払いできるものではないとのことだが、高槻市の環境基本計画では、「誰もが心地よく、憩いと安らぎのある生活を営めるまち」が望ましい環境像として示されていることから考えても、計画地が工業系の用途地域であったとしても、周辺の生活環境に十分な配慮が求められることは言うまでもない。

また、環境基本条例の前文でも、「健康で文化的な生活を営むうえで、良好な環境を享受することは我々の権利である」とされており、「誰もが安心して生活できるまちをつくる」これを総合戦略プランの重点目標に掲げているのが高槻市である。

これまでに建設計画についての説明会が、2月26日に近くの自治会を対象に、3月20日に連合自治会を対象に午後2時と7時の二回に分けて開催された。

私は二回とも参加させてもらった。2時の開催時には会場の五領公民館には入りきれず、館外にも人があふれる状態だった。私も説明会場には入れず、内容をうかがうことはできなかった。

7時の開催時には入ることができ、話を聞くことができた。参加者の方々の建設反対に対する切実な訴えに、この事案の重大さを改めて感じた。

現在、住民の皆さんによる建設反対の署名活動が行われており、3月22日時点で18,979人の署名が集まっている。先日も駅前では若いお母さん方が署名活動をされていた。住民の皆さんの関心の高さは、不安の表れの大きさによると強く感じている。

2月26日の説明会以降、私にも毎日この件で住民の方々からお電話を頂戴している。皆様の切実な思いに私も強く胸を痛めている。この一ヶ月、寝ても覚めても、このことが頭から離れない。

3月17日、市役所市民生活相談課に産廃焼却炉対策協議会より意見書が提出された。とても磨き抜かれた内容だと思う。

意見書でも触れられているが、建築基準法第51条但し書き規定による許可に関する基

準では、「災害の発生する恐れの高い区域に位置しないこと。」とあるが、南海トラフ沿いで10年以内にマグニチュード8～9レベルの地震が発生する確率が20～30%とされる中、当該予定地は本市のハザードマップで5m以上水没するとされている。

また、予定地周辺には保育所、幼稚園、学校などが近接しており、同基準には「これらの施設の敷地及び住宅集合地域から概ね100メートル以内に立地しないこと。」とされているが、これらのことを踏まえると、形式的な判断ではなく総合的、実質的に考えていただくことを求めている。

本市には条例において、産廃施設を建設しようとするときは、住民には事業者から説明を受けるとともに意見書を提出する機会を保障し、事業者にはこれに対する見解を回答する義務がある。

しかしながら、双方がすれ違いのままであったとしても設置に向けた手続きが粛々と進められ、地域住民の意見が十分に配慮されないまま施設が完成する可能性もある。

それでは市民参加のプロセスを設ける意味が無くなってしまっているのではないかと。事業者と関係住民の間がまとまらなかった場合、浜松市やさいたま市を参考にして、環境保全協定や産業廃棄物処理施設設置等調整委員会を置くことなどを要望しておく。

一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物のいずれにせよ、処理施設は私達の生活、現在の社会において必ず必要なものである。

大阪府下では堺市が一ヶ所扱っているようだが、そこは埋立地である。住宅、学校、保育所、幼稚園に近接して建てられることに反対の意を唱えることは住民感情からはやむを得ないことである。

不動産業界では、焼却施設が完成した場合は地価が下落すると言われているようだ。

昨日の本会議質疑でも話題になったが、本市は、ある情報サイトで関西で住んで良かった街のナンバーワンに二度ランクされた。住んでみたい街ナンバーワンを目指していく旨の答弁があった。

しかし、これでは全く逆行するのではないかと危惧するところである。どうか、住民の目線に立ち、住民に寄り添い、住民の生活環境を守る姿勢で対応していただくことを強く求めて私の議会質問を終了させていただきます。